

『「(仮称)北海道札幌新定時制高等学校」及び「札幌市立中央幼稚園」整備等事業』に対する質問への回答

対象書類 基本協定書案(意見)

No	タイトル	該当箇所				意見
		頁	条	項		
1	本件特定事業契約の不締結について	3	8	2		違約金の額が大きすぎると思われます 違約金支払いに関する部分の削除をお願い致します
2	本件特定事業契約の不締結について	4	8	2		リスクに対してペナルティが大き過ぎます。支払いに関する部分の削除をお願いします。
3	本件特定事業契約不調の場合の処理について	4	9	2		リスクに対してペナルティが大き過ぎます。違約金に関する部分の削除をお願いします。
4	本件特定事業契約不調の場合の処理について	4	9	2		違約金の額が大きすぎると思われます 違約金支払いに関する部分の削除をお願い致します
5	事業契約不調の場合の処理について	4	9			本条項は、入札説明書15P記載の「ケ 入札参加資格の確認基準日以降の取扱い」と間接的にリンクするものと思われます。つまり、本契約の締結日までに、入札参加グループが15Pケ記載の事項に該当した場合、「市は落札者と事業契約を締結しないことがある。」とあり、このことは乙の責に帰すべき事由となり違約金の対象になってしまいます。その場合の違約金額は入札予定価格から算出するとおおよそ3億円超にもなり、応募企業にとって少なからずの負担になると考えます。第9条の適用範囲を本件事業の事業者選定に係るもの、もしくは代表企業に限定できないでしょうか。